事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
去令の制定又は改	廃及びその経緯				
法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ) ②立案の検討に関する審議会 等文書(一の項イ)	20年	・基本方針 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・離門の記録 ・配付答申、最終答申、中間報告、最終答申、中東中間報告、最終報告、建議、提言	移管
		③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
	(2) 法律案の審 査	法律案の審査の過程が記録さ れた文書 (一の項ロ)		・法制局提出資料 ・審査録	
	(3) 他の行政機 関への協議	行政機関協議文書(一の項 ハ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答	
	(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 (一の項ニ)		・5点セット(要綱、 法律案、理由、新旧対 照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
	(5) 国会審議	国会審議文書(一の項へ)		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣府意見案 ・同案の閣議請議書	
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書 (一の項 ト)		・官報 ・公布裁可書(御署名 原本)	
	(7)解釈又は運 用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書 (一の 項チ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
		②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書 (一の項 チ)		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1) 締結の検討	①外国(本邦の域外にある国 又は地域をいう。)との交渉 に関する文書及び解釈又は運 用の基準の設定のための決裁 文書(二の項イ及びニ)	30年	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説	移管(経済協力関係等 で定型化し、重要性が ないものは除く。)

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書(二の項ロ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答	
		③条約案その他の国際約束の 案の検討に関する調査研究文 書及び解釈又は運用の基準の 設定のための調査研究文書 (二の項ハ及びニ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・情報収集・分析	
	(2) 条約案の審 査	条約案その他の国際約束の案 の審査の過程が記録された文 書(二の項ハ)		・法制局提出資料 ・審査録	
	(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 (二の項ニ)	20年(保 存期間満 了時の措 置を廃棄	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
	(4) 国会審議	国会審議文書(二の項ニ)	直の定書協等化 発置た経関定、 来と文済係型重	<ul><li>・議員への説明</li><li>・趣旨説明</li><li>・想定問答</li><li>・答弁書</li><li>・国会審議録</li></ul>	
	(5) 締結	条約書、批准書その他これら に類する文書 (二の項ホ)	だし、 要性がな いもの) について は30年)	・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関す る文書	
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書 (二の項 ニ)		・官報 ・公布裁可書(御署名 原本)	
	(7) (1)から (6)に掲げるも ののほか、条約 その他の国際約 束に係る重要な 経緯	条約その他の国際約束に係る 重要な通知等		・脱退の通知	
政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書 (一の項イ)		・関係三位云殿の次定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終報 告、建議、提言	
		③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
	(2) 政令案の審 査	政令案の審査の過程が記録さ れた文書(一の項ロ)		・法制局提出資料 ・審査録	

	事	項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
			(3) 意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)		・政令案 ・趣旨、要約、新旧対 照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由	
			(4) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書 (一の項 ハ)		<ul><li>・各省への協議案</li><li>・各省からの質問・意見</li><li>・各省からの質問・意見に対する回答</li></ul>	
			(5) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 (一の項ニ)		<ul><li>・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文)</li><li>・閣議請議書</li><li>・案件表</li><li>・配付資料</li></ul>	
			(6) 官報公示そ の他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書 (一の項 ト)		・官報 ・公布裁可書(御署名 原本)	
			(7) 解釈又は運 用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書 (一の 項チ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
				②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書(一の項 チ)		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
4	の規 定又	その他 則の制 は改廃 その経	(1) 立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20年	<ul><li>・基本方針</li><li>・基本計画</li><li>・条約その他の国際約束</li><li>・大臣指示</li><li>・政務三役会議の決定</li></ul>	移管
				②立案の検討に関する審議会 等文書 (一の項イ)		<ul><li>・開催経緯</li><li>・諮問</li><li>・議事の記録</li><li>・配付資料</li><li>・中間報告、最終報告、提言</li></ul>	
				③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
			(2) 意見公募手続	意見公募手続文書(一の項 ハ)		・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対 照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由	
			廃	省令その他の規則の制定又は 改廃のための決裁文書 (一の 項ホ)		・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条 文、参照条文	
			(4) 官報公示	官報公示に関する文書 (一の 項ト)		・官報	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(5) 解釈又は運 用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ) ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
閣議、関係行政機	 関の長で構成され	┃ んる会議又は省議(これらに準す	「るものを含	     ないの決定又は了解』 	       ひその経緯
5 閣議の決定 又は了解及 びその経緯	(1) 予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 (三の項イ)	20年	・歳入歳出概算 ・予算書(一般会計・ 特別会計・政府関係機 関) ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	移管
		②予算その他国会に提出され た文書 (三の項ハ)		・予算書(一般会計・ 特別会計・政府関係機 関) ・予算参考資料	
	(2) 決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 (三の項イ)		・決算書(一般会計・ 特別会計・政府関係機 関) ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
		②決算に関し、会計検査院に 送付した文書及びその検査を 経た文書(三の項ロ)		・決算書(一般会計・ 特別会計・政府関係機 関) (※会計検査院保有の ものを除く。)	
		③歳入歳出決算その他国会に 提出された文書(三の項ハ)		・決算書(一般会計・ 特別会計・政府関係機 関)	
	(3) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書(四の項イ) ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(四の項ロ)		・法制局提出資料 ・審査録 ・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
		③答弁が記録された文書 (四 の項ハ)		・答弁書	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(4) 基本方針、 基本方針、 基本可以閣構 に付する立閣を に関するが閣の でといるでは を を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	①立案基礎文書(五の項イ) ②立案の検討に関する審議会 等文書(五の項イ)		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・開催経緯 ・記録可記録 ・配付間で部報 ・配付間では、最終答案報 ・現議、提言	
		③立案の検討に関する調査研 究文書 (五の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・任意パブコメ	
		④行政機関協議文書(五の項 ロ)		<ul><li>・各省への協議案</li><li>・各省からの質問・意見</li><li>・各省からの質問・意見に対する回答</li></ul>	
		⑤閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文書 (五の項ハ)		<ul><li>・基本方針案</li><li>・基本計画案</li><li>・白書案</li><li>・閣議請議書</li><li>・案件表</li><li>・配付資料</li></ul>	
関係行政機 関のされる でる でる で る で る に る に る る に る る に る る に る る に る る に る る に る る に る る に る る に る る に る る に る る に る る る る る る る 。 る る る る	関係行政機関の 長で構成される 会議の決定又は 了解に関する立 案の検討及び他 の行政機関への	①会議の決定又は了解に係る 案の立案基礎文書(六の項 イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・総理指示	移管
の項におい て同じ。) の決定又は 了解及びそ	協議その他の重要な経緯	②会議の決定又は了解に係る 案の検討に関する調査研究文 書(六の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
の経緯	③会議の決定又は了解に係る 案の検討に関する行政機関協 議文書 (六の項イ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答		
		④会議の検討のための資料として提出された文書(六の項ロ)及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書		・配付資料 ・議事の記録	
		⑤会議の決定又は了解の内容 が記録された文書(六の項 ハ)		・決定・了解文書	
		⑥会議の事務関係		・委員の任免関係 ・開催通知	廃棄

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
7	省議(これ に準ずるも のを含む。 こので いて同	省議の決定又は 了解に関する立 案の検討その他 の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る 案の立案基礎文書(七の項 イ)	10年	<ul><li>基本方針</li><li>基本計画</li><li>条約その他の国際約束</li><li>大臣指示</li></ul>	移管
	じ。)の決 定又は了解 及びその経 緯		②省議の決定又は了解に係る 案の検討に関する調査研究文 書(七の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
			③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ)及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書		・配付資料 ・議事の記録	
			④省議の決定又は了解の内容 が記録された文書(七の項 ハ)		・決定・了解文書	
複数	の行政機関に	よる申合せ又は他	Lの行政機関若しくは地方公共E	団体に対して	て示す基準の設定及びその	の経緯
8	機関による 申合せ及び	による申合せに 関する立案の検 討及び他の行政 機関への協議そ	①申合せに係る案の立案基礎 文書 (八の項イ)	10年	<ul><li>・基本方針</li><li>・基本計画</li><li>・条約その他の国際約束</li><li>・総理指示</li></ul>	移管
					・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
			③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書(八の 項イ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答	
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ)		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料	
			⑤申合せの内容が記録された 文書 (八の項ハ)		・申合せ	
9	関に対して	基準の設定に関する立案の検討 その他の重要な 経緯	①立案基礎文書(九の項イ)	10年	<ul><li>・基本方針</li><li>・基本計画</li><li>・条約その他の国際約束</li><li>・大臣指示</li><li>・政務三役会議の決定</li></ul>	移管
			②立案の検討に関する審議会 等文書 (九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終報告、建議、提言	
			③立案の検討に関する調査研究文書 (九の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至る 過程が記録された文書(九の 項ロ) ⑤基準を他の行政機関に通知 した文書(九の項ハ)		・基準案 ・通知	
体に対して	基準の設定に関する立案の検討 その他の重要な 経緯	①立案基礎文書(九の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書 (九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終報 告、建議、提言	
		③立案の検討に関する調査研究文書 (九の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
		④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至る 過程が記録された文書(九の 項ロ)		・基準案	
		⑤基準を地方公共団体に通知 した文書 (九の項ハ)		・通知	
国人又は法人の権	利義務の得喪及び	その経緯			
1 個人の権利 義務の得喪 及びその経 緯		①立案の検討に関する審議会 等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間	移管
	期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	究文書(十の項)		企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
		③意見公募手続文書(十の 項)		・審査基準案・処分基 準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由	
		④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)		・審査基準案・処分基 準案・行政指導指針案	
		⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁文 書(十の項)		・標準処理期間案	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(2) 行政手続法 第2条第3号の 許部認の 計部認の いう。 いう。 と いう。 と な 重要な経緯	が記録された文書(十一の 項)	10公へのとこめに又可力す係只年文の措るとた限は等がるる以国館管をき定の。認効滅に定ち	・審査案・理由	以下について移管(それ以外は廃棄。以下同じ。) ・国籍に関するもの
	(3) 行政手続法 第2条第4号の 不利益処分(以下「不利益処 分」という。) に関する重要な 経緯	文書その他当該処分に至る過	型分の 処分の の の の の の の の の の の の の の	• 処分案 • 理由	廃棄
	(4) 補助金等 (4) 補助金等 (4) 補助金等 (4) 補助金のに関系を (4) を発表を (4) を表するのでは、 (4) を表するのでは、 (4) を表するのでは、 (4) を表するのでは、 (4) を表するのでは、 (4) を表するのでは、 (4) を表する。 (4) を表する	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録され た文書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書(十 三の項ハ)	交付に係 で有事子に保 ではます係 では では では では では では では では では では	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	・補助金等の交付の要
	(5) 不服申立て に関する審議会 等における検討 その他の重要な 経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) ②審議会等文書(十四の項ロ) ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他の 該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) ④裁決書又は決定書(十四の項ニ)	定その他	<ul> <li>・不服申立書</li> <li>・録取書</li> <li>・諮問の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・管申、建議、意見</li> <li>・弁明書</li> <li>・反論書</li> <li>・意見書</li> <li>・裁決・決定書</li> </ul>	以下について移管 ・法令の解釈やその終 ・法策立案等に大きの解釈等に大きの解釈等に大きの ・表を与えた事件に関 ・書をもの ・審議会等の決裁等に ・るである。 ・おいい。 ・かいい。 ・かい。 ・か
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証 に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五 の項ハ)		・期日呼出状	以下について移管 ・法令の解釈やその後 の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関 するもの

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
12 法人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) 第2年続法 1 (1) 第2年 1 (1)	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付答申、最終答 ・中間答申、最終答申、中間報告、最 ・中間報告、表表 ・外国・自治体・民間 企業の状況・関係者の ヒアリング	移管
		③意見公募手続文書(十の 項)		・審査基準案・処分基 準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由	
		④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)		・審査基準案・処分基 準案・行政指導指針案	
		⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁文 書(十の項)		・標準処理期間案	
	(2) 許認可等に 関する重要な経 緯	許認可等をするための決裁文 書その他許認可等に至る過程 が記録された文書(十一の 項)		・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通 信事業その他の特に国 要な公益事業に関する ・公益法人等の設立・ 廃止、指導・監督等に 関するもの
	(3) 不利益処分 に関する重要な 経緯	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書 (十二の 項)	れる日に	・処分案・理由	廃棄
	(4) 補助金等の 交付(地方公共 団体に対する交付を含む。)に 関する重要な経 緯	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録され た文書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書(十 三の項ハ)	終了する 日に係る 特定日以	<ul><li>・交付規則・交付要綱・実施要領・審査要領・選考基準</li><li>・審査案・理由</li><li>・実績報告書</li></ul>	・補助金等の交付の要

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(5) 不服申立て に関する審議会 等における検討 その他の重要な 経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) ②審議会等文書(十四の項ロ) ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) ④裁決書又は決定書(十四の	定その他 の の れ の れ る ら は 保 日 り 年 り 年 り 年 り 年 り 年 り 年 り 年 り 年 り 年 り	<ul> <li>・不服申立書</li> <li>・録取書</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・答申、建議、意見</li> <li>・弁明書</li> <li>・反記書</li> <li>・裁決・決定書</li> </ul>	以下について移管 ・法令の解釈やその後 の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関 する議会等の決裁等に ついて ・審議会等の決裁等に ついて とに取り まとめたもの
	(6) 国又は行政 機関を当事者と する訴訟の提起 その他の訴訟に 関する重要な経 緯	項ニ) ①訴訟の提起に関する文書	訴結に がるる 以 は は 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・訴状 ・期日呼出状	以下について移管 ・法令の解釈やその後 の政策立案等に大きな 影響を与えた事件に関 するもの
職員の人事に関す		③判決書又は和解調書(十五 の項ハ)		・判決書 ・和解調書	
13 職員の人事 に関する事 項	(1) 人事評価実 施規程の制定又 は変更及びその 経緯	①立案の検討に関する調査研究文書(十六の項イ)	10年	・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	に関わるものについて
		②制定又は変更のための決裁 文書 (十六の項ロ)		・規程案	
		文書 (十六の項ロ) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ)		・協議案 ・回答案	
	(2) 職員の研修	文書(十六の項ロ) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ) ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書(十六の項ニ) ①計画の立案に関する調査研	3年	・協議案 ・回答案 ・報告書 ・外国・自治体・民間	
	(2) 職員の研修の実施に関する計画の立案を検員の研修に関する重要な経緯	文書 (十六の項ロ) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書 (十六の項ハ) ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書 (十六の項ニ)		・協議案 ・回答案 ・報告書	
	の実施に関する 計画の立案の検 討その他の職員 の研修に関する	文書(十六の項ロ) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ) ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書(十六の項ニ) ①計画の立案に関する調査研究文書(十七の項)	3年	・協議案 ・回答案 ・報告書 ・教国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	

					· ·	• • • • • •
	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(4) 退職手当の 支給に関する重 要な経緯	退職手当の支給に関する決定 の内容が記録された文書及び 当該決定に至る過程が記録さ れた文書(十九の項)	その他の	・調書	
			、事院規則の規定により保存期 院規則の規定による。	間の定めがる	あるものは、それぞれ内	
その	他の事項					
14	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1) 告示の立案 の検討その他の 重要な経緯(1 の項から13の 項までに掲げる ものを除く。)	①立案の検討に関する審議会 等文書 (二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 中間報告、最終報告、 建議、提言	廃棄
			②立案の検討に関する調査研究文書 (二十の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
			③意見公募手続文書(二十の 項イ)		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由	
			④制定又は改廃のための決裁 文書(二十の項ロ)		・告示案	
			⑤官報公示に関する文書 (二 十の項ハ)		• 官報	
		(2) 訓令及び通 達の立案の検討 その他の重要な 経緯(1の項か ら13の項まで	①立案の検討に関する調査研 究文書 (二十の項イ)	10年	・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	以下について移管 ・行政文書管理規則そ の他の重要な訓令及び 通達の制定又は改廃の ための決裁文書
		に掲げるものを 除く。)	②制定又は改廃のための決裁 文書 (二十の項ロ)		・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	
15	予算及び決算に関する事項	(1) 歳 繰国 は は は は は は は は は は は ま ま ま ま ま ま ま ま	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十一の項イ) ②財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項の作		・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・概算要求書 ・継続費要求書 ・継続明許費要求書	以下について移管 ・財政法第17条条2 項の規定による病人 出等見積書類の作製の 意思決定その他の 意思決定その他の を経緯が記録された 書(財務大臣に送付書 た歳入歳出等見積 を含む。) ・財政法第20条第2
		ものを除く。)	製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十一の項ロ)		・国庫債務負担行為要 求書 ・予算決算及び会計令 第12条の規定に基づ く予定経費要求書等の 各目明細書	項の規定による予定経費要求書等の作製の意となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書 (財務大臣に送付した予定経費要求書等を含

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の	保存期間	具体例	保存期間満了後の
	ず	未例の区刀	類型(施行令別表の該当項) ③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書(二十一の項ハ) ④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書(二十一の項ニ)		・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知	措置 む。) ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
			①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された文書 (二十二の項イ) ②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類(二十二の項ロ) ③会計検査院の検査を受けた 結果に関する文書(二十二の項ハ)		・歳入事・歳入事の決算・歳人事のの決算を表表を表表を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	以・項びび計な定が務及並る・項決礎思経(継む・項の場に算っそ記大びび計財の算と決緯財続。財ので決定ののの方他さに出国書法定告っそ記大決で強力を実立を著する報にのび要文し算務む7る報との録を第に書たの録を第に書たの録を第に書たの録を第に書たの録を第に書たの録を第に書たの録を第に報る。条継製及重た付決債含3よの方他さに報るようでででである。条継製及重た付書を第に書きる。条継製及重た付書を第に書きる。条継製及重た付書を第に書きる。条継製及重た付書を第に書きる。条継製及重を付書を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表
			④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書(二十二の項ニ) ⑤国会における決算の審査に関する文書(二十二の項ホ)		・調書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	に係る調書の作製の基 礎となった方針及び意 思決定その他の重要な 経緯が記録された文書 (財務と (財務を )・上に 対して が、 で 関に が、 で 関に が、 に 対 に が が に が が が が が が が が が が が が が が
16			機構及び定員の要求に関する 文書並びにその基礎となった 意思決定及び当該意思決定に 至る過程が記録された文書 (二十三の項)		・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
人等に関す	(1) 大成1他に(通3国人長第るに目項じは立他(1) 人110のよ独則項立に期4行あ標に。変案の通113法る立法に研あ目項政つ。お)更の重独則年号律中行第規究っ標に執て以いのに検要立法法)の期政2定開て、規行は下て制関討なで、規行は下で制度計ない。 東京に 律そ規目法条す発は同定法年こ同定すそ経政 平第の定標人第る法中条す人度の 又るの緯	①立案の検討に関する調査研究文書(二十四の項ロのでででである。 ②制定又は変更のための決裁でででででででででである。 ②制定又は変更のためのでででである。 ②制定又は変更のためのででである。 でででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	10年	・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・中期目標案 ・中期計画 ・年度報告書	移管
	人通則法その他	①指導監督をするための決裁 文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五 の項イ) ②違法行為等の是正のため必 要な措置その他の指導監督の 結果の内容が記録された文書 (二十五の項ロ)	5年	・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置	
	する法律(平成 13年法律第8 6号。以下「政 策評価法」とい う。)第6条の 基本計画の立案	①画項にの ②基本は 大大文 ( ②表別の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付報言 ・中間報言 ・中間報言 ・外国・状の団がが ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	移管

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
19	実施に関する事項	実施に関す 多事項 事業の事業計画 の立案に関する 検討、関係者と の協議又は調整 及び事業の施工 その他の重要な 経緯 (2)立案の検討に関する審議会 等文書(二十七の項イ)	の日に係日に保日年後了係日年後了係日年後了係日のありでは個別では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯	以下について移管 ・総事業(例:100億 ・総事業(例:100億 円事業計画、環境を 一のいてに関連 では、するでは、するでは、するでは、するでは、まるでは、まるでは、まるでは、まるでは、まるでは、まるでは、まるでは、ま	
			③立案の検討に関する調査研 究文書 (二十七の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書	業完了報告、評価書そ の他の特に重要なもの ・工事誌
			④政策評価法による事前評価 に関する文書 (二十七の項 へ)		・事業評価書 ・評価書要旨	
			⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書(二十七の項ロ)		・協議・調整経緯	
			⑥事業を実施するための決裁 文書 (二十七の項ハ)		・実施案	
			⑦事業の経費積算が記録され た文書その他の入札及び契約 に関する文書 (二十七の項 ニ)		<ul><li>・経費積算</li><li>・仕様書</li><li>・業者選定基準</li><li>・入札結果</li></ul>	
			<ul><li>⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ)</li></ul>		・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書	
			⑨政策評価法による事後評価 に関する文書 (二十七の項 へ)		・事業評価書 ・評価書要旨	
20			栄典又は表彰の授与又ははく 奪のための決裁文書及び伝達 の文書 (二十八の項)		<ul><li>・選考基準</li><li>・選考案</li><li>・伝達</li><li>・受章者名簿</li></ul>	以下について移管・栄典制度の創設・栄典制度もの 廃に関するもの ・叙位・叙勲・章の 選考・決定に関するもの ・国民栄誉彰に係るもの ・国外の著名な表彰の 授与に関するもの

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
21 国会及び審 議会等にお ける審議等 に関する事 項	(1) 国会審議 (1の項から2 0の項までに掲 げるものを除 く。)	国会審議文書(二十九の項)	10年	<ul><li>・議員への説明</li><li>・趣旨説明</li><li>・想定問答</li><li>・答弁書</li><li>・国会顧録</li><li>・請願</li><li>・各政党要求資料</li></ul>	以下について移管 ・大臣の演説に関する もの ・会期ごとに作成され る想定問答
	(2) 審議会等 (1の項から2 0の項までに掲 げるものを除 く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終報 告、建議、提言	以下について移管 ・審議会その他の合議 制の機関に関するもの (部会、小委員会等を 含む。)
		審議会等の事務関係		・委員の任免関係 ・開催通知	廃棄
22 文書の管理 に関する事 項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書(三十の項)	常用(無期限)	・行政文書ファイル管 理簿 ・標準文書保存期間基 準(保存期間表)	廃棄
		②取得した文書の管理を行う ための帳簿(三十一の項)	5年	・受付簿 ・書留郵便物等接受簿 ・開示請求受付管理簿 ・不服申立受付管理簿	
		③決裁文書の管理を行うため の帳簿(三十二の項)	30年	・決裁簿	
		④行政文書ファイル等の移管 又は廃棄の状況が記録された 帳簿 (三十三の項)	20年	・移管・廃棄簿	移管
		⑤第22条第3項の規定に基づく廃棄の記録	5年	・保存期間を1年未満 とする行政文書ファイ ル等の廃棄の記録	廃棄
		⑥文書管理担当者の指定のた めの決裁文書	5年	・指定についての報告	
		⑦行政文書の点検・監査の記 録	5年	・点検結果 ・監査結果	
		⑧引継確認書	5年	・引継確認書	
		<ul><li>⑨その他文書管理に関する軽易な事務連絡等</li></ul>	3年	・事務連絡	
23 法令の規定 に基づく勧 告及び協	(1) 法令の規定 に基づく他の行 政機関等に対す	①勧告に関する経緯が記録された文書	30年	・大臣指示 ・状況の調査	以下について移管 ・勧告、協議、同意等 のうち特に重要なもの
議、同意、 届出、通 知、報告、 資料の提出	る勧告及び当該 意思決定に至る 過程	②勧告の内容及びその措置結 果が記録された文書		• 勧告 • 措置結果	
要求並びに当該意思決定に至る過程	(2) 法令の規定による他の行政機関等に対する機関等に対する協議及び同意並びに至る過程	①他の行政機関等の協議に対する文書(協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。)	10年	・各省への協議案 ・各府省等からの質 問・意見 ・各府省等からの質 問・意見に対する回答	
	たに土る旭住	②同意等の内容が記録された 文書		・同意書	

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(3) 法令の規定 定	①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書 ②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書	10年	<ul><li>・報告、資料提出の求め</li><li>・調査計画</li><li>・届出書</li><li>・通知文書</li><li>・報告書</li><li>・提出資料</li></ul>	
24	国際会議に 関する事項		①大臣、大臣政務官 が出席した国際会議が行われた。 一次は国際的意思決定を施 一次を 一次を 一次を 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で	30年	<ul><li>・発言要領</li><li>・配付の</li><li>・配子</li><li>・高意文書</li><li>・発言要領</li><li>・配子</li><li>・配子</li><li>・配子</li><li>・配子</li><li>・高</li><li>・合意文書</li></ul>	移管
			③①②以外のもの	10年		廃棄
25	国有財産に 関する事項	国有財産の管理	①国有財産台帳及び付属図面 ②用地取得の経緯が記録され た文書 ③国有財産台帳の価格改定の 経緯が記録された文書	常用 (無 期限) 30年 10年	・契約書 ・価格改定評価調書	以下について移管 ・法令の解釈やその後 の政策立案等に大きな 影響を与えた事案に関 するもの
			経解が記録された文音 ④国有財産を管理・処分する ための決裁文書	使用許可 期間終了 の日に係 る特定日 以後5年	・使用許可関係 ・用途廃止関係	
			⑤①から④までに掲げるもの のほか、国有財産に関する重 要な経緯が記録された文書	5年	・国有財産台帳登録資料	
26	物品の管理 に関する事 項	物品の管理	物品の取得・処分等に関する 文書	常用(無 期限) 5年	<ul><li>・物品管理簿</li><li>・物品供用簿</li><li>・調達・契約に関する文書</li><li>・不用決定に関する文書</li><li>・物品管理に関する文書</li></ul>	廃棄

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
27	統計調査に 関する事項	統計調査に関す る重要な経緯	①統計の企画立案に関する経 緯が記録された文書	5年	<ul><li>・基本方針</li><li>・基本計画</li><li>・要領</li></ul>	以下について移管 ・基幹統計調査の企画 に関する文書及び調査
			②統計の承認に関する経緯が 記録された文書		・承認申請書	報告書 ・一般統計調査の調査 報告書
			③統計の実施に関する経緯が 記録された文書		・実施案 ・事務処理基準	
			④調査票(記録媒体を問わず 実査段階において作成・収集 されたもの)	で定め間又は調査と計画に関しませる期間を対しませる期間	・調査票	
			⑤統計の集計結果に関する文 書	20年	・調査報告書	
			⑥統計の二次利用のための調 査票情報文書	永年	・調査票情報	
			⑦統計の集計結果の正確性の 検証のための文書		・集計結果の作成に活 用 した統計及び行政記録	
28	契約に関す	契約に関する重	①契約に係る決裁文書及びそ	契約が終	情報 • 仕様書案	廃棄
	る事項	要な経緯(1の項から27の項までに掲げるものを除く。)	の他契約に至る過程が記録された文書	了する特 定日以後 10年	・協議・調整経緯	
			②契約に係る仕様書に定めて 提出を求めた文書のうち重要 なもの		・成果品 ・完了図書	移管
			③①及び②に掲げるもののほか、契約に関する業務状況等が記載された文書		<ul><li>・日報</li><li>・業務報告</li><li>・打ち合わせ資料</li></ul>	<b>廃棄</b>
29	官報の掲載に関する事項(前項だるものを除く。)	官報掲載	官報掲載文書	5年	・官報原稿の送付に関する文書 ・印刷誤り・原稿誤り に関する文書	廃棄
30	広報に関す る事項	広報	①広報に関する文書	5年	・広報資料 ・報道発表資料	廃棄
			②①のうち軽微なもの	3年	・広報資料 ・報道発表資料	廃棄
31	出張に関する事項	出張	出張及び旅費の支給に関する文書	5年	・出張に関する文書 ・旅費の支給に関する 文書	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
32	福島地方環 境事務所の 後援等の名 義の使用に 関する事項	福島地方環境事 務所の後援等の 名義の使用	福島地方環境事務所の後援等の名義の使用に関する文書	5年	・名義使用承認申請書 ・承認に関する文書 ・結果報告書	
33	委員会及び 会議に関す る事までに掲 げるもの 除く。)	する委員会及び 会議 (2)復興再生利	①委員会及び会議に関する文書 (外部機関との委員会及び会議等) ②軽易な会議に関する文書 (課内会議等) ①他省庁等が主催し、福島地	5年 1年未満 5年	<ul><li>・委員会・会議資料</li><li>・出席者名簿</li><li>・議事録・会議録</li><li>・会議資料</li><li>・会議資料</li></ul>	廃棄
		用企画課以外が 主催する委員会 及び会議	方環境事務所が構成員となっている会議に関する文書 ②①以外の会議に関する文書	1年未満	・会議資料	
34	他の等業事では 関等では 関がのでは 関がのででである。 は 関ができるできる。 は は は は る で の で の に る の で る の に の に の に の く の く の く 。 く 。 く 、 く 、 く 、 く 、 く 、 く 、 く 、 く 、			のる以又可力す係日年日特後5許の消日特後5許の消日特後い係日年認効滅に定5ず	工事に伴う以下のもの ・申請書(許認可含 む) ・着手届 ・更新(許可・協議) ・完了届 ・廃止届	廃棄
				·····································	<ul> <li>・照会(回答を含む)</li> <li>・依領(回答を含む)</li> <li>・ 佐瀬田出</li> <li>・申請(許認可を含む)</li> <li>・依頼</li> <li>・協議</li> <li>・報告</li> <li>・事務連絡</li> </ul>	廃棄
35	事務所長等 の交替に関 する事項	事務所長等の交 替	事務所長等の交替に関する文 書	5年	・事務引継書	廃棄
36	職員の人事 に関する事 項 (13の項 に掲げるも のを除 く。)	職員の人事	①職員の講演等に関する文書 ②人事院規則1-34に定め る人事管理文書	3年 人事院規 則に定め る期間	<ul><li>・依頼に関する文書</li><li>・受諾に関する文書</li><li>・超過勤務時間報告書</li><li>・超過勤務命令簿</li><li>・出勤簿</li><li>・休暇簿</li><li>・等</li></ul>	廃棄
37	公印の管理 に関する事 項	公印の管理	公印の印影の印刷に関する記録	3年	・公印の印影の印刷の申請に関する文書 ・公印の印影の印刷の 承認に関する文書	廃棄

			<b>当該業数に核え行動立事の</b>			保存期間満了後の
	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	措置
38	国有財産に 関する事項 (前項まで に掲げるも のを除 く。)	国有財産に関する事項	国有財産に関する事項に関す る文書	5年	・国有財産に関する事項の国有財産登録及び権利得喪に関する書類・国有財産に関する書類・国有財産に関する事項の種類変更協議書・通知・事務連絡	廃棄
39	期間業務職 員に関する 事項	期間業務職員	期間業務職員に関する文書	5年	・出勤簿 ・休暇簿	廃棄 ただし、出勤簿は当該 期間業務職員が退職す るまで保管
40	職員の委 嘱・派遣に 関する事項	委嘱・派遣	関係機関からの委員会及び会 議の依頼文書等	5年	・委嘱依頼 ・派遣依頼 ・承諾書	廃棄
41	防災に関す る事項	防災	防災に関する文書	5年	・防災計画 ・業務継続計画	廃棄
	借上等に関 する文書		補償に関する文書	事のの以又評のる以年れ期 終に定ち事終に定り、 を は の り り の り に に り り い し り に り り り り り り り り り り り り り り り り り	・行政財産の使用申請書 書・土地賃貸借料協定書・贈与税猶予のための証明書の発行・物件移転補償契約書等 ・立木等の売買契約書	廃棄
43	復興再生利 関ル 関ル 関ル 関ル 関い 関い でいる のいま でいる のいま でいる のいま でいる のいま でいる のいま でいる のいま のいま のいま のいま のいま のいま のいま のいま	課の業務(前項 までに掲げるも のを除く。)	①事業に関する文書等(前項までに掲げるものを除く。)	のる以又評のる以年れ期に定日年後1條日年後了係日のずい長のか問	・調査検討業務に関する文書 ・作業及び事業に関する文書 ・調査、計画、設計、施工の協議及び報告に 関する文書	以下について移管 ・協議書、報告書その 他の特に重要なもの
			②所管の各種協議に関する文書等(前項までに掲げるものを除く。)	5年		

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		<ul><li>③上記以外の行政文書</li></ul>	1年未満	・等の大学・等の大学・等の大学・学の大学・学の大学・学の大学・学・を表し、 一年 ・ 一年	廃棄